



人事・労務に役立つ NEWS 事務所通信

5
2017

発行：あべ行政書士／社労士事務所通信

〒760-0026 香川県高松市磨屋町10番地4
TEL.087-813-0375/FAX.087-813-0376

トピックス 改正個人情報保護法④／全面施行は平成29年5月30日



平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることになります。

今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介します。連載も最終回となりますので、最後に基本事項をチェックしてください。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

- 個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。
例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。
- 従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょう。

● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

- 個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。
- ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - 法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命に関わる場合（例：災害時）
 - 業務を委託する場合（例：商品配送のために配達業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

- 会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。

最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？…YES/NO
- 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？……………YES/NO
- 取得した個人情報を安全に管理していますか？……………YES/NO
- 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？（委託などの場合を除く）……YES/NO
- 「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか？……YES/NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかるということはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。

トピックス 新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう

新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。

厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

厚生労働省関係の主な制度変更(平成 29 年4月～)

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

雇用保険率を引き下げ。一般の事業にあっては次のとおり。

●平成 28 年度: 1,000 分の 11(被保険者負担分 1,000 分の4／事業主負担分 1,000 分の7)

●平成 29 年度: 1,000 分の9(被保険者負担分 1,000 分の3／事業主負担分 1,000 分の6)

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)及び特例認定(プラチナくるみん認定)の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の基準も見直し。



2 社会保険関係

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳台前半(60 歳～64 歳)の「支給停止調整変額」と、60 歳台後半(65 歳～69 歳)・70 歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

●平成 28 年度まで: 47 万円 ➔ 平成 29 年度以降: 46 万円

〈補足〉60 歳台前半の支給停止調整開始額(28 万円)については変更なし。

この変更により、年金の支給額が減る(支給停止額が増える・新たに対象となる)という可能性があります。また、そもそも年の年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で 0.1% 引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

●平成 28 年度: 1,000 分の 2.0 ➔ 平成 29 年度: 1,000 分の 2.3

〔確認〕子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。



子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年 4 月分(5 月納付分)以降の納付額を計算する際、率の変更に注意しましょう。



5/10

●一括有期事業開始届の提出(建設業)

主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事

●4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

●4 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

●自動車税の納付

●3 月決算法人の確定申告・9 月決算法人の中間申告

●6 月・9 月・12 月決算法人の消費税の中間申告

●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

◆あとがき◆ GW が終わりるとぐっと暑さが増してきます。意外とこの時期体調を壊すことが多いです。これからもこの時期社労士の繁忙期になります。しっかり休息、しっかり仕事で頑張ります。